施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) 〇農林水産省令第八十四号

平成十一年十二月十七日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

七十三号)の一部を次のように改正する。 別表二の付表第二中「ケンジントン種」を「アー 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

ト種及びパルマー種」に改め、同表第十中「及びルニイーニ種、ケイト種、ケンジントン種、ケン

ウチン種のスウィートオレンジ及びポメロ」に改 リュウチン種のスウィートオレンジ」を「、リュ

この省令は、公布の日から施行する。附別

報